

お仕事
6

「安全・安心な食のまち・さっぽろ」

「食の安全・安心」は、皆さんの生活や産業・観光を支える大切な基盤です。

札幌市では、お店の監視(パトロール)や指導だけではなく、市民や営業者の皆さんと手を取り合いながら、食の安全と安心を守ることに努めています。

どんなことをしているの？

【さっぽろ食の安全・安心モニター】

市民モニターの皆さんに、消費者の目線で飲食店やスーパー等の衛生状態をチェックしてもらっています。

【さっぽろ食の安全・安心市民交流事業】

市民の皆さんに、食品工場や農家等を見学してもらい、消費者と事業者との間で意見交換してもらっています。

【さっぽろ食の安全・安心推進協定】

営業者の皆さんの「食の安全・安心」に関する自主的な取組を、札幌市との協定として消費者の皆さんにお知らせしています。



食の安全・安心市民交流事業



食の安全・安心推進協定 締結式

重要なお知らせ 肉の生食に注意！

平成23年10月1日から、牛ユッケ、牛たたき等、生食用の牛肉(内臓を除く)についての新たな基準が定められました。



【営業者の皆さんへ】

規格基準に合わない施設や方法で調理した牛肉を生で提供すると、**食品衛生法違反**となります。独自の判断で提供することは、絶対にやめましょう。

【消費者の皆さんへ】

一般的に、食肉を生で食べることは、食中毒になるリスクがあります。特に子どもや高齢者等抵抗力の弱い方は、ユッケ、レバ刺し、とりわさ等の生肉を食べるのはやめましょう。

《食品衛生に関するご相談は、以下の窓口までお願いします。》

保健所

- ・食の安全推進課 中央区大通西19丁目WEST19 3F Tel 622-5170
- ・広域食品監視センター 中央区北12条西20丁目 Tel 641-0635
- 札幌市中央卸売市場青果棟3F

各区保健センター

- ・中央保健センター 中央区南3条西11丁目 Tel 511-7221
- ・北保健センター 北区北25条西6丁目 Tel 757-1181
- ・東保健センター 東区北10条東7丁目 Tel 711-3211
- ・白石保健センター 白石区本郷通3丁目北 Tel 862-1881
- ・厚別保健センター 厚別区厚別中央1条5丁目 Tel 895-1881
- ・豊平保健センター 豊平区平岸6条10丁目 Tel 822-2400 (代表)
- ・清田保健センター 清田区平岡1条1丁目 Tel 889-2400 (代表)
- ・南保健センター 南区真駒内幸町1丁目 Tel 581-5211
- ・西保健センター 西区琴似2条7丁目 Tel 621-4241
- ・手稲保健センター 手稲区前田1条11丁目 Tel 681-1211

札幌市食の安全ホームページもご覧ください。

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku>

札幌市 食の安全

検索



さっぽろ市
02-H05-11-1800
23-2-237